

議案第 15 号

岩倉市印鑑条例の一部改正について

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例

岩倉市印鑑条例（昭和50年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号中「の健康保険の被保険者証等」を「であることを証明する書類で市長が適当と認めるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。